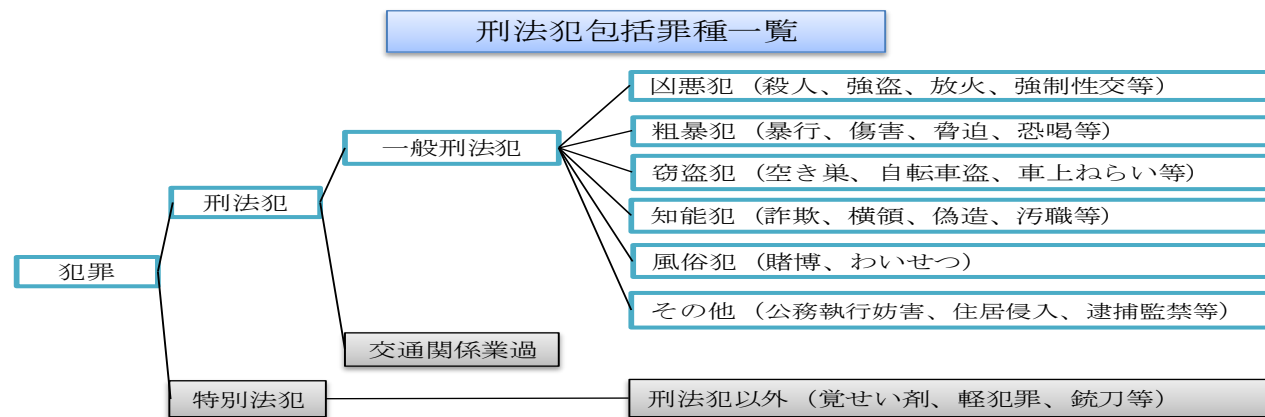


第1 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の経緯：計画策定から4年が経過し 犯罪情勢、社会情勢の変化などを踏まえ見直す必要がある
- 2 計画の目的：防犯活動などに取り組む市民等への支援を通じ、地域の力を高めることにより、犯罪の被害に遭う市民を一人でも減らし、安全に安心して暮らせるまちをつくること
- 3 計画の対象：(1) 犯罪の定義～一般刑法犯を対象とする。(交通事故を除いた「刑法」に規定する罪)  
(2) 計画の対象～窃盗犯等の主に日常生活の身近なところで発生する犯罪を対象
- 4 計画期間：平成27年度から平成31年度までの5年間
- 5 計画の位置づけ…市民、事業者、市が連携協力してまちづくりを行うとの「札幌市自治基本条例」及び「札幌市市民まちづくり活動促進条例」の観点に則り、取組みを進める。



第2 計画の構成

6 計画体系

- 基本目標…「犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現」
- 基本方針…
  - 策定以降一般刑法犯認知件数は減少
  - 計画に基づく各種施策・取組による成果と評価
- 重点施策…課題を解決する上で、特に**重点的に取り組むべき施策を「重点施策」と設定**

現基本方針を維持

7 成果指標…不確定要素が少なく、取組結果を市民意識に出来る限り反映できる指標とする

【成果指標】

- 1 犯罪に遭わないよう常に防犯意識をもって暮らしている市民の割合
  - ・ 64.5% (平成26年度) → 75% (平成30年度)
- 2 地域で行われている防犯活動に参加している市民の割合
  - ・ 13.3% (平成25年度) → 25% (平成30年度)

8 達成目標…基本方針ごとに設定した**重点施策の取組に対する達成目標**を設定

第3 基本方針及び基本施策

基本方針1 自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める

- 〔基本施策〕
  - (1) 防犯意識を高める広報啓発…各種イベント開催や啓発等により防犯意識を高める **重点施策**
    - ・ 防犯に関する出前講座
  - (2) 防犯力を高める情報の発信…防犯情報を手軽に入手できる体制整備を進め防犯力の向上を図る
    - ・ 地域単位での犯罪情報等の共有
  - (3) 子どもの防犯力の育成…子どもの防犯力や危機回避能力を習得することができる機会を創出する
    - ・ 幼児や児童に対する防犯教室や防犯訓練
  - (4) 女性の防犯力向上…女性が防犯知識を習得できるよう、性犯罪防止に関する広報啓発活動等を行う **新施策**
    - ・ 女性に対する性犯罪・痴漢・DV等の防止に関する広報啓発 **新規**
  - (5) 高齢者等の防犯力向上…関係機関との連携を強化し、被害の多い高齢者に対し継続的な広報を行う **新施策**
    - ・ 還付金詐欺など特殊詐欺被害の防止対策

基本方針2 みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる

- 〔基本施策〕
  - (1) 地域における防犯活動の促進…地域防犯活動に関する支援により、活動の活性化・継続化を図る **重点施策**
    - ・ 地域安全サポーターズ (防犯CSR活動) の取組
  - (2) 協働による連携体制の充実…関係機関との連携体制の整備を図り、情報共有の推進と必要な対策を講じる
    - ・ 道、道警、他市町村などと連携した『安全・安心どさんこ運動』の普及促進
  - (3) 地域と一体となった子どもの見守り…関係機関と連携し、子どもを犯罪から守る取組と健全育成活動を行う
    - ・ 子どもの登下校を見守る活動の推進
  - (4) 女性の犯罪被害防止の取組の推進…女性の意見を取り入れた対策を講じる **新施策**
    - ・ 女性の視点を取り入れた犯罪被害防止策の推進 **新規**
  - (5) 高齢者等が安心して暮らせる取組の推進…高齢者が安心できる地域づくりや犯罪被害防止活動を行う **新施策**
    - ・ 地域安全サポーターズによる高齢者の見守り活動
  - (6) 犯罪被害者等への支援…犯罪被害者の権利利益を保護し、回復が図られるよう支援する
    - ・ 犯罪被害者支援等に関するホームページ、パネル展等による情報提供・広報啓発

基本方針3 犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める

- 〔基本施策〕
  - (1) 犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等…犯罪防止に配慮した整備や管理に取り組む
    - ・ 公共空間の安全性を高めるために街路灯や公園等の整備
  - (2) 市民自らが行う環境整備の促進…環境整備に必要な情報提供や知識の普及を図り、支援を行う
    - ・ 「札幌市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」の普及
  - (3) 子ども等の安全に配慮した環境整備…学校施設や通学路等の児童の安全確保を図る **重点施策**
    - ・ 「札幌市子ども110番の家」の制度の創設 **新規**
  - (4) 歓楽街等を対象とした環境改善…繁華街における健全な環境づくりに関する取組を行う
    - ・ 関係機関や地元関係者と一体となったクリーン薄野活性化連絡協議会等の取組み
  - (5) 暴力団等の排除…関係機関と連携し暴力団などの排除を進める **新施策**
    - ・ 市の事業における暴力団等排除の推進